

地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

その一方、地方自治法には「議会を置く」としか規定されていない。議会に対する住民の理解を深めるためにも、地方公共団体の意思決定機関としての議会の位置付けや議員の職務等を明確化する地方自治法の改正を行うことは極めて重要である。

また、第32次地方制度調査会答申においては、議員のなり手不足に対する当面の対応として、議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制緩和を検討すべきとされるとともに、立候補に伴い休暇を取得した場合等の不利益な取扱いの禁止について検討する必要があるとされた。次期統一地方選挙が令和5年春に迫る中、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備するための第一歩として、この答申事項について早期に法改正を行うべきである。

さらに、地方議会からの意見書については、現在、地方議会が国に提出するだけの一方通行となっているが、意見書に込められた地方の問題解決に対する切実な思いを国が受け止め、意思疎通を図ることができるようになれば、一層地方の声を踏まえた政策の実現が図られ、地方議会の活性化につながる事となる。

こうしたことから、本会をはじめとする三議長会は、令和2年11月18日、「活気ある地方議会を目指す全国大会」を開催し、7項目にわたる重要事項について決議したところであり、これらの決議事項は三議長会として引き続き要請を行っていくが、本会において特に重要かつ喫緊の課題である下記事項について必要な地方自治法改正等を早期に実現するよう強く求める。

また、厚生年金への地方議会議員の加入が早期に実現するよう、政府与党において議論の深化と加速を図るよう強く求める。

記

- 1 議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うこと。
- 4 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 5 低額である町村議会の議員報酬の改善に向け、町村に対する地方財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 6 国において意見書を積極的に活用し、その活用結果を公表すること。

以上、決議する。

令和3年2月9日

全国町村議会議長会
第72回定期総会